

心合寺山古墳の被葬者像

前 田 晴 人

はじめに

八尾市大竹に所在する心合寺山古墳(国指定史跡)は中河内地域でも最大級の墳丘規模を有する前方後円墳である。ここで言う中河内地域とは、北は淀川の左岸、南は現在の和泉川の右岸、西は上町台地より東方の地域を広く指すものとする。当地域は低平な平野の地形で古代にあっては幾筋もの河川と広大な淡水湖(草香江)・低湿地が卓越していたので、実際の水田可耕面積はかなり限定されていたと想定する必要があるが、それでも弥生時代以来生駒山地の山麓部や河川の自然堤防上・微高地に数多くの村落が出現し、洪水との闘いの中で有力首長を頂点とする政治組織が各地に形成されたと考えられ、有力な組織体の一つが当地域に出現したと考えてよいだろう。

心合寺山古墳の造営年代は出土する埴輪の年代観から五世紀第2四半期とみなされているが、この前後一世紀の範囲内でみても心合寺山古墳に匹敵する規模を持つ大型の首長墳は当地域には見当たらないのである。すなわち、五世紀の前半期に、当該地域では本墳を造営した首長が他を圧倒する勢威を誇っていたとみることができる。古墳の墳丘形態とその規模がヤマト王権との政治的関係性を推察せしめる重要な指標であるとするならば、五世紀前半に心合寺山古墳の被葬者一族は王権の中核部ときわめて親密なつながりを保持していた有力者であった可能性が高い。問題は、その特殊なつながりが具体的に何であるのかを究明することであろうと思われるので、日頃考えていることをこの場をお借りして論じてみることにしたい。

一、楽音寺・大竹古墳群と心合寺山古墳

心合寺山古墳の規模とその内容についてまず簡単な整理をしておくことにする。本墳は1993年以来史跡整備事業にともなう正式な学術調査を経ており、2005年に整備事業が完成し、墳丘西側の公園に「しおんじやま古墳学習館」も新たにオープンした。本墳は人工の盛土で造られた三段築成の前方後円墳で、主軸を南北方向に置き全長は160メートルの規模を誇る。墳丘の東側と西側にはそれぞれ周濠が巡っていたらしく、本墳の被葬者がやはり特別な地位にあった存在であることを物語っている。後円部の径は92メートル、高さ13メートル、前方部の幅90メートル、高さ12メートルで、前方部と後円部の高さはほぼ拮抗している。五世紀の古墳に特徴的な造り出しが墳丘西側のくびれ部にあり、ここからは首長の水場祭祀に関連する豪荘な「冪み形の家形埴輪」が出土している。

本墳の埋葬施設については、前方部頂で確認された方形壇の下層から木棺が一基見つかっており、後円部の平坦面では東西約7.5メートル・南北約11メートルに及ぶ巨大な墓壙からは三基の粘土槨が南北方向に並列しているのが確認され、中央槨と西槨が発掘調査された。

中央槨は約7.7メートルの規模を有するが、副葬品は鉄剣・鉄製品などで槨外より検出されており、被葬者の性格を推想する材料に乏しい。西槨は全長7.3メートルの規模を持つ組合式木棺を礎床の上に据えており、副葬品として三角板革綴短甲・三角板革綴衝角付冑・夔鳳鏡・三葉環頭大刀・鉄剣・針状鉄製品・勾玉・管玉・豎籥などが出土していて、身分の高い武人が埋葬されていた可能性が考えられる。とりわけ夔鳳鏡は被葬者の右頭上部に絹製の布に包まれ安置されていたもので、魏・晋以前の大陸舶載鏡であり、日本国内での検出はきわめて珍しいものである。このことは西槨の被葬者がより上位身分の者から鏡を特別に分与された可能性を示唆するものであり、墳丘規模とともに被葬者の勢威を窺わせる重要な遺物であると言える。

ところで、心合寺山古墳は楽音寺・大竹地域における単独造営の孤立墳ではない。本墳周辺地域には次のような諸古墳が継続的に造営されており、三世紀

心合寺山古墳の被葬者像（前田）

後半から六世紀後半までの期間にはほぼ連続して首長系譜を辿ることが可能であり、五世紀前半期に心合寺山古墳を築造した被葬者らはある意味ではその系譜上のピークに位置づけることができ、五世紀後半以降には往年の勢威を急激に失った模様である。紙幅の関係上古い時期のものから順番に古墳名と造営時期についての簡単なコメントを付すことにした。？マークを付してあるものはその記述内容が確定的ではないことを意味しているので了解を得たい。

- 1 向山古墳 本地域最古の円墳？。
- 2 西ノ山古墳 全長55メートルの前方後円墳。4世紀初頭頃の造営。
- 3 花岡山古墳 全長73メートルの前方後円墳。4世紀後半の造営。
- 4 中ノ谷古墳 円墳？。箱式石棺に頭蓋骨二体分。5世紀初頭の造営。
- 5 心合寺山古墳 全長160メートルの前方後円墳。5世紀第2四半期の造営。
- 6 鏡塚古墳 前方後円墳？。六世紀前半の造営。
- 7 愛宕塚古墳 円墳。巨大な横穴式石室。六世紀中葉の造営。
- 8 大石古墳 円墳。横穴式石室。六世紀後半の造営。
- 9 芝塚古墳 円墳。横穴式石室。六世紀末の造営。遺骸は三体の追葬。

楽音寺・大竹古墳群を造営した首長一族は邪馬台国並行期の三世紀後半段階からヤマト王権への奉仕関係を結んでいたようである。1がそれを証するが、小規模な円墳らしいので被葬者の身分はかなり低かったとみられる。2と3の段階で当地の首長は頭角を現したと考えられ、おそらくヤマト王権の本格的な河内平野への進出の動きに対応し、積極的に王権への奉仕関係を強めたのではなかろうか。その実体は明らかではないが、本地域には玉串川・恩智川などの大和川本流古段階の水運の要地・要港が点在しており、大和と瀬戸内海地域とを結ぶ水上交通上の結節点となっていた事情を考慮する必要があると思う。

4は墳形やその規模が判明しないが、石棺に葬られていた男女二体は兄妹または姉弟の首長であると推測される。弥生時代以来、近親関係にある一対の男女（ヒコ・ヒメ制またはヒメ・ヒコ制）による共同統治の慣習が列島社会を覆っていたらしく、邪馬台国でも「卑弥呼(女王)」と「男弟(輔政)」による統治が

行われていた。地域首長もそれぞれ同様の政治形態をとっていたようで、4だけではなく上記した5の埋葬遺構についても中河内の首長一族にそのような慣習が行われていたことを示唆する事例であろう。ヤマト王権自体はいち早く四世紀後半から末の段階で世襲男王制〔男王一王妃(キサキ)〕に転換したようであるが、畿内の地域首長層の場合はヒメ制の廃止は時期的にそれより少し遅れるとみることができる。

5が造営された時期には、広大な河内平野の南部丘陵地帯に古市・百舌鳥古墳群の造営が進行していた。対百済軍事同盟の結成(364年～372年)を契機として四世紀後半からヤマト王権は朝鮮半島への出兵を開始し、対中国外交を展開して半島での軍事活動を正当化する政治工作を積極的に行った。いわゆる「倭の五王」の時代である。この時期には王権が河内に政治の本居を遷したとまでは考える必要を認められないが、相次ぐ巨大な王陵の造営事業の強い影響を当該地域の首長層も受けたと推測される。5という大型前方後円墳の出現は五世紀前半における特殊な政治的状況が当該地域に存在したこととの関係で論じられる必要があると考えられる。

6の古墳は墳丘が大きく破壊されているので遺憾ながら実体が明確ではない。前方後円墳か円墳かによって王権との関係の性格がかなり変わる。しかし、いずれにせよ墳丘が5とは異なって大幅に縮減しているのは事実であり、5の造営以後五世紀後半の時期に当該地域の首長層は王権中枢との関係が断たれ、本来あるべき一地方勢力に転化したと想定せざるを得ない。六世紀の7、8、9の古墳は本地域の首長系譜がかなり安定的に維持されていたことを物語るもので、被葬者らは伴造クラスの官人を出す中流の氏族集団に変質していたことを示唆するものである。

以上を要するに、中河内地域の古代史上5の中心的被葬者は特別な身分を獲得した人物と推定することができ、問題はそれが何なのかということではない。節をかえて論を続行することにしたい。

二、河内青玉(繫)の伝承

『古事記』孝元段に次のような記述がある。

河内青玉の女、名は波邇夜須毘売を娶して、生みませる御子、建波邇夜須毘古命。一柱。

次に『日本書紀』孝元七年二月条を引用してみる。

次妃河内青玉繫が女埴安媛、武埴安彦を生む。

両伝承は内容的に一致していて齟齬がない。河内青玉(繫)の娘ハニヤスヒメが天皇と結婚してハニヤスヒコを生んだというもので、河内青玉(繫)は天皇の外祖父(外戚)になったことになる。言うまでもなく孝元天皇は実在した天皇ではなく、これらの伝記自体も信憑性はきわめて乏しいが、興味深いのは孝元の後妃にはほかに鬱色謎命(穗積臣遠祖)・伊香色謎命(物部氏遠祖)がおり、いずれも河内に本拠地を置いた氏族の出身と伝えられていることである。孝元天皇の後妃はいずれも河内にゆかりのある人物の伝記でまとめられていたのである。

ところで、河内青玉(繫)という人名は「河内+青玉(繫)」から成り、地名の「河内」と人名「青玉(繫)」の合成語である。ここの「河内」は律令制の河内国のような広域的行政区画ではなく、河内国河内郡の郡名「河内」またはより古い表記である「川内」に由来する地域名であろう。因みに令制の河内郡は現在の東大阪市善根寺町・日下町付近から池島町・六万寺町付近までの範囲で、西の境界は玉串川のラインであつたらしい。河内郡の西は若江郡で、南は高安郡に接していた。高安郡は孝徳朝新政(大化改新)の時期に新設された郡(評)であつたので(『三代実録』元慶3年10月22日条)、古く「河内(川内)」の範囲はもう少し南の高安郡域にも及んでいたと想定してよい。玉串川や恩智川は河内郡の地域で草香江と呼ばれた広大な湖沼に注いでいたらしく、「河内(川内)」は生駒山の高所から玉串川の流域一帯を国見した時の当該地域の实景を表現したもので、河内青玉(繫)は当地方一帯に領域的支配権を及ぼした有力首長像であつたことを窺わせている。

次に「青玉(繫)」という人名に関しては、首長の職能と性格を表したいわば通称であると言える。彼は玉作りを王権への奉仕の専職とした人物像であり、書紀がそれを「繫」と表記しているのは玉類を宮殿や祭殿の柱・壁などに懸ける行為を意味するものではないかと考えられる。王宮の建て替えや毎年の収穫祭の時期に大殿祭という王権祭祀が古くから行われていたらしく、後世には忌部氏がこの祭祀を司る専職となるが、それ以前には各地の首長が服属儀礼として各種の玉類を王廷に貢進していたのである。河内青玉(繫)はなかでも玉製作を統轄することで知られた首長であったのではあるまいか。周知のように高安郡北・中部(大竹遺跡・大竹西遺跡・太田川遺跡・高安遺跡)や若江郡東部地域(池島・福万寺遺跡)には攻玉関連の遺跡が散在しており、八尾市神立には玉祖神社が鎮座している。

玉祖神社は延喜式神名帳に著録された高安郡内でも由緒ある神社で、奉祭氏族は玉祖連である。玉祖連は氏名をみてもわかるように玉類を作成することを担当した氏族で、『古事記』『日本書紀』神代巻の天孫降臨神話にその活躍が特筆された氏族である。紙幅の関係でここでは全てを紹介できないが、『古事記』の関係記述を引用しておこう。

・『古事記』神代巻・天の岩屋戸段

玉祖命に科せて、八尺の勾瓊の五百津の御須麻流の珠を作らしめて、(以下略)

・『古事記』神代巻・天孫降臨段

爾に天兒屋命、布刀玉命、天宇受売命、伊斯許理度売命、玉祖命、并せて五伴緒を支加へて、天降したまひき。・・・故、其の天兒屋命は、中臣連等の祖。布刀玉命は、忌部首等の祖。天宇受売命は、猿女君等の祖。玉祖命は、玉祖連等の祖。

これらの伝記から、玉祖連の始祖は玉祖命と呼ばれた神人で、玉作りをもって王権に奉仕する氏族とされた由緒と、ニニギ命の降臨に際して五氏の始祖の一人として天孫に随伴して高天原から天降ったことが記されている。天孫降臨神話は王権による治天下の観念が強まり、北方大陸系の天降りの神・高御魂命(高木神)に対する信仰が宮廷内に定着した五世紀後半以後になって構想された

伝承で、六世紀中期の欽明朝には王権祭儀を担当する官司である祭官が成立する。玉祖連はおそらく中臣・忌部・猿女・三輪・賀茂などの諸氏族とともに祭官に奉仕し、王権祭儀の分野で宮廷内に一定の役割と地位を占めたので降臨神話への始祖の記載を認められたのであろう。

ところで、平安時代初期に撰定された『新撰姓氏録』に玉祖連に関する記載がみえている。

〔右京神別〕

玉祖宿祢——高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也。

忌玉作——高御魂命孫天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵命、降幸於葦原中国時、與五氏神部、陪從皇孫降來。是時造作玉璧以為神幣。故号玉祖連、亦号玉作連。

〔河内国神別〕

玉祖宿祢——同神（高御魂乃命）十三世孫建荒木命之後也。

玉祖連は天武13(685)年12月に施行された八色の改姓において貴姓である宿祢姓を賜った。河内・右京に居住する氏族が玉祖宿祢と称しているのはそのためであり、河内国では玉祖神社の鎮座する玉祖郷すなわち北高安地域が彼らの本拠地であったと言える。高安郡内で宿祢姓を帯びる氏族は珍しく、玉祖宿祢が地域的な支配氏族の一角を形成していたことは確実で、七世紀以前にもそれは同様であったと考えられる。上記に見える忌玉作という名の氏族に関しては史料が乏しく正確なことはわからないが、「河内国人從八位上玉作鯛釣賜姓高道連」（『日本後紀』弘仁2年正月条）とあり、高道連は姓氏録によれば河内国に居住する渡来系氏族なので、玉祖連の配下に玉生産を行った伴部が忌玉作つまり玉作部の実体であったと考えられ、彼らが自分たちのことを玉作連と称し玉祖連（宿祢）の活躍を記す伝承に関わったとしているのは誇張であり、玉祖連とは本来身分や系統を異にする下位集団とみなす必要があるだろう。

以上の検討によって、河内国高安郡北部に本拠地を置いていた玉祖連は六世紀以後に玉作りと王権祭儀に奉仕した氏族であったことが判明したが、彼らの玉作りの伝統は五世紀以前に遡る可能性が考えられ、先ほど問題にした河内青玉（繫）にまつわる伝承は玉祖連の祖先に関連する伝承ではないかと推測される

のである。ただし、玉祖連と河内青玉(繫)との系譜上の関連性は不明である。玉祖連の遠祖は姓氏録では大(建)荒木命とされており、青玉(繫)を自氏族の先祖とはみなしていない。心合寺山古墳の被葬者を大荒木命に想定する論者がいるが、命の实在性は乏しく、玉祖連が後世に措定した新しい遠祖であるとみなしてよく、原系譜では大荒木命の後裔に青玉(繫)が位置付けされていた可能性があるだろう。記・紀の伝承に特筆された青玉(繫)を祖先として標榜できなかった理由としては、青玉の孫のハニヤスヒコが崇神天皇の朝廷に対して反乱を起こしたとする著名な物語があること、そのために滅亡したハニヤスヒコの子孫が存在せず後裔系譜が断絶したとされている点によると考えられる。

ここで結論を言うと、玉祖連は河内青玉(繫)の首長一族の後裔集団の本宗家であったのではなかろうか。なぜならば、彼らの本拠地である高安郡北部地域の玉祖郷は楽音寺・大竹古墳群の所在地と整合的に重なるからであり、玉祖連の祖先が古墳群を造営した中軸の勢力であったことを示唆しているからである。

三、河内三野県主の伝承

楽音寺・大竹古墳群の被葬者集団を三野県主に求める有力な見解が古くから唱えられている。かく言う稿者も最近まではそのように考えていたが、この想定は大幅に改める必要があると思うようになった。その理由の一つが当該地域に玉祖連・忌玉作とは別系統の玉製作集団が存在したことによる。この問題を突破口としてさらに考察を深めてみようと思う。

三野県(ミノノアガタ)とは河内国河内郡南部から若江郡東部の玉串川下流域に設置された県である。令制期には河内郡南部地域に英多(アガタ)郷があり、その名辞から県の遺制とみられ、玉串川が吉田川・菱江川に分岐していた式内津原神社(玉串明神)が鎮座する東大阪市花園本町から福万寺町にかけての地域は中世に三野郷村と呼ばれ、三野県の中心地であったらしい。さらに玉串川中流の八尾市上之島町南には式内御野県主神社が鎮座しており、県主の氏祖神を祭神とする。すなわち、三野県主の本拠地は南から北に流下していた玉串川の

流域平野にあり、生駒山麓寄りの高安郡北部に本拠地を置いていた玉祖連とは居住地を異にし、いわば氏族集団の住み分けが行われていたと考えられ、これは王権の氏族分断政策が効を奏したことによるものともみられるが、各種の史料によると三野県主とその後裔の美努連は例外なく若江郡内に居地を置いていたことが知られ、高安郡に居住していた形跡はないのである。

美努連船長は奈良時代後期頃の人であるが、その本拠地は河内国若江郡とあり（『大日本古文書』5—513P）、筑前国宗像郡から河内国若江郡に移貫した難波部主足は美努宿祢姓を与えられており（『続日本後紀』承和12年9月26日条）、若江郡の人で直講であった美努連清名ら男女四人は左京三条に居を移したとする（『三代実録』元慶3年閏10月4日条）。また承平6年正月には若江郡三条竹村里の水田を美努常真・有貫らが信貴山寺に施入し、長徳3年6月の解状によると、犯人美努公忠・利忠・秀友・惟友らは「居住河内国若江郡」と記す。これらの史料からも美努連（宿祢）の本拠地は古来より若江郡であったと推定することができる。

県（アガタ）とは王の内廷に直結する王領地とみてよく、河内国では猪名・三島・日下・三野・志貴・紺口・茅渟などの幾つかの県が知られており、それぞれの県を在地で支配・管理する集団を県主（アガタヌシ）と称した。県からは王の内廷に甘菜・辛菜、毛の荒物・毛の柔物などと称された土地ごとの産物が定期的に貢進されたらしく、後述するように三野県は玉類・馬・鏡・水鳥・織物などさまざまな貢進物を宮廷に献上したらしい。三野県には三野県主を称する氏族がおり、県制が廃止されたのにもない天武13（684）年正月には三野県主は特別の賜姓により美努連と改称し、若江郡を代表する郡領氏族に転進していくのである。

県・県主の制がいつどのような経緯で設立されたのかはまだ明らかにならず、とくに設立の時期が明確にされていない。筆者は五世紀中葉の允恭天皇の時代に王権の地方統治強化策の一環として西日本の各地に設置されたと推定しているが、その時期は心合寺山古墳造営の直後頃とみられ、当地に県が設置されたことは被葬者である首長一族の広域的な領域支配や族的構造に大きな変化をもたらした可能性が高く、三野県は河内青玉（繫）一族のそれまでの領域

支配に一定の打撃を与えたくさびであったと考えられる。勿論このような動向は河内だけに限られるものではなく汎西日本的な現象であるが、王権は在地の大首長の支配権を縮減するための措置として中小首長層在地の県主や屯倉の官司に任命し、大首長の広域支配権を分断しきめ細かい支配を村落レベルにまで浸透させようとしたのである。

問題は、玉祖連と三野県主の前身集団が五世紀以前に具体的にどのような関係を有していたのかということになるが、筆者は元来双方の集団には支配・隷属関係があり、後者は前者の支配を受けていたのではないかと推測する。とりわけ心合寺山古墳出土の囲み形家形埴輪の存在からも推測されるように、玉祖連の先祖の一族が生駒山地から河内平野へ流れ下る清浄な水源をおさえ、それにまつわる祭儀を執行していたことは重要であり、「河内(川内)」地域の祭祀権は古くから玉祖連の前身集団の手に掌握されていたと考えることができる。しかし、やがて後者が県主に任じられたことによって自立性を高め、内廷との関係を強めることにより勢威を増大させたのではないか、そのことが心合寺山古墳の造営勢力を三野県主と誤解させた原因なのではないかと思われる。

興味深いのは、すでに指摘しておいたように、楽音寺・大竹古墳群が玉祖連(玉祖宿禰)の本拠地である高安郡北部地域に三世紀代から七世紀初頭頃まで連綿として造営されていること、一方、三野県主(美努連)は五世紀中葉以来若江郡に集住しているという事実である。令制期の郡界は在地諸氏族の歴史的な由緒や利害関係を考慮しながら決定されたものである以上、心合寺山古墳は玉祖連の祖先系譜につながる人々の墳墓と考えてよいのではなかろうか。三野県主一族の墳墓がどこに造営されていたのかは予断を許さないが、東高野街道に沿って点在する瓢箪山古墳(東大阪市瓢箪山町)・えのき塚古墳(東大阪市南四条町)・大賀世古墳(東大阪市横小路町)などをそれぞれの盟主墳とする生駒山系西麓の古墳群のいずれかを充てることのできるのではなかろうか。

ところで、三野県主は次に掲げる諸氏族と同族集団を形成していた。『新撰姓氏録』の記載を元にしてまとめると次のようになる。

〔左京神別〕

雄儀連一角凝命の十五世孫乎伏連の後なり

〔右京神別〕

鳥取連一角凝命の三世孫天湯河桁命の後なり

額田部宿祢—明日名門命の三世孫天村雲命の後なり

額田部處玉—額田部宿祢同祖、明日名門命の十一世孫御支宿祢の後なり

〔山城国神別〕

鳥取連—天角己利命の三世孫天湯河板拳命の後なり

額田部宿祢—明日名門命の六世孫天由久富命の後なり

税部—神魂命の子角凝魂命の後なり

〔摂津国神別〕

委文連一角凝魂命の男伊佐布魂命の後なり

竹原—同上

額田部宿祢—同神の男五十狭経魂命の後なり

額田部—額田部宿祢同祖、明日名門命の後なり

〔河内国神別〕

委文宿祢一角凝魂命の後なり

美努連—同神の三世孫天湯川田奈命の後なり

鳥取—同神の三世孫天湯河桁命の後なり

〔和泉国神別〕

鳥取一角凝命の三世孫天湯河桁命の後なり

上記した諸氏族の祖先系譜について調べてみると、同族とはいいながらも額田部宿祢(連)は明日名門命という独自の氏祖を設定し別集団化しようとする動きが萌していたことを示すが、しかし大化以前には全体として上記の諸氏族が角凝魂命を集団の始祖として政治的に結集していたことは疑いが無い。問題はこれらの氏族が何のために同族と称していたのかということになるが、三野県主を基軸とする県の貢納組織の反映とみなして誤りがないものと思う。すなわち、諸氏族の氏名から推定して玉類(額田部處玉)・倭文(委文宿祢)・水鳥(鳥取連)・馬(額田部宿祢)・鉄刀・鏡(雄儀連、元は河内手人造)・御贄(税部・竹原)などの献上品が県主の王権への服属儀礼を通じて宮廷に貢進されたと考えられるのである。

このうちに額田部瓔玉とあるのが玉類を生産した氏族で、三野県に関わる池島・福万寺遺跡で滑石製の玉類が四千点以上にわたって発見されており、当地が彼らの工房の所在地とみられるほか、摂津国の瓔玉大魚売（『続日本紀』天平勝宝2年7月条）も族人であるらしく、東生郡の玉造の地でも玉生産が行われたようである。この氏族は額田部を複姓として名乗っていることから、額田部連の分岐集団であったことが想定され、高安郡の玉祖連・忌玉作とは明確に区別して捉えられるべき氏族であろう。

なお、三野県主同族諸氏族の河内における居地であるが、額田部宿祢は河内郡額田郷（東大阪市額田町）・鳥取連は大県郡鳥取郷（柏原市高井田）であるらしく、残りの氏族に関しても高安郡居住氏族は認められないので、やはり高安郡北部地域は玉祖連の歴史的且つ独自の本拠地であったとみなさざるを得ない。結果として楽音寺・大竹古墳群とその盟主墳たる心合寺山古墳は玉祖連の祖先の墳墓とみなすのが妥当のようである。

四、大草香皇子と日下宮

結論を急ごう。五世紀第2四半期に造営された大型の心合寺山古墳の被葬者らは、日下宮に居を構えた大草香皇子に仕え一時的にはあれ政治的に高い身分を得た人々ではないかと考えられる。五世紀前半期に河内国東部地域で起きた最も重要な政治的動向とは、大草香皇子が日下宮を造営しこれを本居としたことであろう。

『古事記』応神段によると、日向国の諸県君の娘である髪長比売が宮廷に召し上げられたが、太子の大雀命（仁徳天皇）が天皇に比売を賜りたいと申し出たので仁徳の妃になったという。『日本書紀』応神11年は歳条には日向国の諸県君牛諸井の娘髪長媛が召され太子に与えられたと伝えており、媛は難波津に至り桑津邑（大阪市東住吉区桑津町）に安置されたとする。その後比売は天皇との間に二人の御子を生んだが、記・紀には次のように記載されている。

○波多毘能大郎子、亦名大日下王

波多毘能若郎女、亦名長日比売命、亦名若日下部命

（仁徳記）

○大草香皇子、幡梭皇女

（仁徳紀）

これらの伝承によれば、髪長比売の御子らは新たに河内国河内郡に日下宮（東大阪市日下町）を営んだことがわかる。ヤマト王権の本拠地の大和国内ではなく河内国に宮居を与えられたのは彼ら兄妹が地方出身の妃の子で出自と身分の上で問題があったからであろう。しかし、大草香皇子は天皇の御子であったことから嗣位の資格を持ち、妹の幡梭皇女は履中天皇の妃になり中磯皇女を生み（履中紀元年条）、天皇没後には雄略天皇と結婚したと伝えている。大草香皇子の正妃は允恭天皇の長女名形大娘皇女（長田女郎女）と伝えており、允恭天皇が皇子の存在をきわめて重視していたことが窺われる。

言うまでもなく、これらの所伝には明確な矛盾や造作があつて多くを信用することはできないのであるが、日向系の皇子が河内の日下宮に居住し、王位継承問題がもとで滅亡する悲劇に見舞われたことは事実であろうと考えられる。大草香皇子滅亡事件の詳細については紙幅の関係から本論ではすべて省略するが、要するに皇子は即位の要件を備えた数少ない王族の一人であったために允恭天皇の子どもらと対立して攻め滅ぼされ、日下宮は短期間のうちに廃滅し、その跡地は朝廷領の日下屯倉になったと考えられるのである。

心合寺山古墳の被葬者らは彼らの本拠地に近い日下宮に仕えた人々ではなかろうか。皇子や皇女に仕えるとは具体的にはさまざまな貢進物を献上すること、舎人（王族の警衛・日常の雑務）・膳夫（王族の食事の差配）などの奉仕を行うこと、一族の姉妹や娘らを差し出して近侍させることである。皇子には複数の妃がいたと推測できるが、妃の中には在地首長の姉妹や娘も含まれ、皇子に気に入られて子どもを身ごもる場合があつた。こうなると当該首長一族は皇子と外戚関係を結び身分の急激な上昇につながるようになるのである。

心合寺山古墳の複数の被葬者らは近親関係にある人物であつたと推測できる。西塚の被葬者は男性の可能性が高いが、彼が記・紀に名前の記されている河内青玉（繫）の人物像と重なるのではなかろうか。河内青玉（繫）は娘のハニヤスヒメを孝元天皇に入れ、ハニヤスヒコを儲けたと伝えられている。記・紀の伝承の筋書きを全面的に歴史的な事実とは認められないが、首長青玉（繫）が大草香皇子に仕奉ることがこのような伝承が造作される背景となつたことが考

えられ、一転して大草香皇子の政治的な滅亡が皇子との間に特別親密な関係を結んでいた青玉（繫）の子孫の急激な没落につながったことが想定され、それが伝記の上でハニヤスヒコの反乱伝承と後裔系譜の途絶という物語の背景にあるのではないかと考えられるのである。

おわりに

心合寺山古墳は中河内地域では特別な位置を占める大型の前方後円墳である。大型古墳の造営はその古墳の被葬者が特殊な政治的功績や地位によって造営を許されたもので、王権内で高い身分を獲得したことを示唆するものである。本墳は高安郡北部の楽音寺・大竹古墳群の盟主墳として位置づけられるもので、三世紀から六世紀末まで続いた一連の首長系譜におけるピークを示している。高安郡北部に蟠踞した有力氏族には玉祖連があり、この氏族の祖先に当たる首長一族が心合寺山古墳の被葬者と考えるのが妥当ではなかろうか。楽音寺・大竹古墳群を三野県主の墳墓とする見解も早くから唱えられてきているが、三野県主は五世紀中葉以降に出現する勢力であり、また彼らの本拠地は一貫して古墳群の所在地とは区別される若江郡域にあった。しかも、三野県主は『日本書紀』によれば次のような五世紀末に起きた反乱事件に加担して処罰を受けたとされるのである。

大泊瀬天皇、崩りましぬ。吉備稚媛、陰に幼子星川皇子に謂りて曰はく、「天下之位登らむとならば、先づ大蔵の官を取れ」とのたまふ。・（中略）・是に、大伴室屋大連、東漢掬直に言ひて曰はく、「大泊瀬天皇の遺詔し、今至りなむとす。遺詔に従ひて、皇太子に奉るべし」といふ。乃ち軍士を發して大蔵を圍繞む。外より拒き閉めて、火を縦けて燔殺す。是の時に、吉備稚媛・磐城皇子の異父兄兒君・城丘前来目名を闕せり。星川皇子に隨ひて燔殺されぬ。惟に河内三野県主小根、慄然ち振怖きて、火を避りて逃れ出づ。草香郡吉士漢彦が脚を抱きて、因りて生きむことを大伴室屋大連に祈さしめて曰さく、「奴県主小根、星川皇子に事へまつりしことは、信なり。而れども皇太子を背きたてまつること有ること無し。乞ふ、洪恩を降して、他の命を

救ひ賜へ」とまうす。漢彦、乃ち具に為に大伴大連に啓して、刑類に入れず。小根、仍りて漢彦をして大連に啓さしめて曰さく、「大伴大連、我が君、大きな慈愍を降して、促短れる命、既に続き延長へて、日の色を観ること獲たり」とまうす。輒ち難波の来目邑の大井戸の田十町を以て、大連に送る。又田地を以て、漢彦に與へて、其の恩を報ゆ。

これは雄略天皇死没直後に起きた星川皇子とその母吉備稚媛の反乱事件のことを記したものである。ヤマト王権は吉備腹の皇子の即位を阻止したのであり、三野県主小根は星川皇子との間に奉仕関係を形成していたとされ、反逆の罪を贖わされたとする。県主小根は雄略天皇の皇子に仕えいわば出世の機会を得ようとしたのであるが、その目論見はあえなく失敗に帰するのである。それはまさしく河内青玉(繫)一族の没落の二の舞であったと言えるのではなかろうか。

〔参考文献〕

- ・八尾市史編集委員会『八尾市史』前近代・本文編(1988年)。
- ・久貝健「高安地域の首長系譜の動向」(河内考古刊行会『河内大平寺古墳群』1979年)。
- ・棚橋利光『八尾・柏原の歴史』(松籟社、1981年)。
- ・藤井直正『東大阪の歴史』(松籟社、1983年)。
- ・前田晴人『古代王権と難波・河内の豪族』(清文堂出版、2000年)。
- ・東大阪市立郷土博物館『生駒山西麓の王と水』(平成16年特別展示解説書)。
- ・八尾市教育委員会『国指定史跡 心合寺山古墳』(2005年)。
- ・八尾市教育委員会文化財課『史跡心合寺山古墳整備完成記念講演会記録集』(八尾市文化財紀要11、2006年)。

...the first of these is the fact that the ...

...the second is the fact that the ...

...the third is the fact that the ...

...the fourth is the fact that the ...

...the fifth is the fact that the ...

...the sixth is the fact that the ...

...the seventh is the fact that the ...

...the eighth is the fact that the ...

...the ninth is the fact that the ...

...the tenth is the fact that the ...

...the eleventh is the fact that the ...

...the twelfth is the fact that the ...